

第 26 回京都府後期高齢者医療協議会の開催結果について

後期高齢者医療協議会を令和 6 年 1 月 18 日（木）、以下のとおり開催しましたので御報告します。

1 開催日時

- (1) 日時 令和 6 年 1 月 18 日（木） 10 時～12 時
- (2) 場所 京都経済センター 6 階 6-D
- (3) 委員 委員名簿のとおり（出席者 9 名、欠席者 3 名）

2 議題等

- (1) 保険料の試算状況について
- (2) 保健事業実施計画（第 3 期）について
- (3) 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第 5 次）について

3 委員からの主な意見（○…委員、⇒事務局）

- (1) 第 9 期保険料率の試算状況について
 - 保険料の賦課割合（均等割 49%、所得割 51%）は、どのような考え方か。
⇒ 今回の制度改正に伴い、高所得者に応分の負担をいただくとともに、低所得者の負担をできるだけ低く抑える観点から、国が示した割合（均等割 48%、所得割 52%）に、京都府の所得係数をかけた結果、49:51 となったものである。

 - 第 9 期の歳出見込み 8,687 億円とあるが、第 8 期と比較してどうか。
⇒ 歳出の大半を占める医療給付費が、4 年度実績 3,766 億円、5 年度見込み 3,996 億円に対し、6 年度の見込み 4,204 億円、7 年度見込み 4,388 億円となっている。増加要因としては、一人当たりの医療給付費が年 1%増、被保険者数が年 4%増となることから、年 5%程度ずつ伸びると見込んでいる。

 - 高齢者負担率が 11.72%から 12.67%に増加しているが、後期高齢者の医療費の伸びと現役世代の支援金の伸びが同じになるよう設定した結果であるか。
⇒ 平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設された当時、後期高齢者の保険料負担額と現役世代の後期高齢者支援金の額は 1：4 で設定されていた。その後、後期高齢者の人口増加と現役世代の人口減少により、一人当たりの負担額が、平成

20年度と比し、後期高齢者は1.2倍になったのに対し、現役世代は1.7倍となっており、今後もその傾向が続くため、同等となるよう改正が行われたもの。

国の試算では、医療保険制度改革による保険料への影響は、出産育児一時金の支援分と併せ、一人当たり5,200円とされている。

- 保険料の軽減適用状況について、軽減適用7割は3割負担でよいということか。また、全被保険者の67.8%の方が軽減適用を受けているという理解でよいか。

⇒ お見込みのとおり

- 保険料増加抑制策の比較で、6・7年度の財政安定化基金の額が未定となっているが、見通しはどうか。

また、前期同等の8億円が投入された場合。どの程度保険料が軽減されるか。

⇒ 財政安定化基金については、本来、歳出が大きく伸び、歳入が不足した場合に緊急回避的に補うための基金である。当分の間、保険料の軽減に使用してよいとされていることから、現在、国の意向を確認するとともに、府において予算議論をいただいているところであり、未定としている。

8億円が投入されると、一人当たり千円弱の保険料軽減になる見込みである。

(2) 保健事業実施計画（第3期）について

- データヘルス計画の目標値など、府の医療計画等との整合は取れているか。

⇒ 現在各種計画を作成中であり、関連する計画の整合を図りつつ、ブラッシュアップと併せて、今年度末までに完成させたい。

(3) その他

- 人間ドックについて、希望者には低額で受診できるよう見直しをしてほしい。

⇒ 人間ドックについては、令和3年度までは国の交付金があったが、後期高齢者の方々は定期的に医療機関に雇われている方の割合が高いことなどから、国からの支援が廃止されたもので、自己負担の増をお願いせざるを得ない状況にある。仮に人間ドックの受診料を広域連合で負担するとなると、保険料に影響することになるので、現状としては難しいと考えている。